

棚倉町行政改革大綱（第5次）

平成27年度～平成36年度

平成27年3月

棚 倉 町

目 次

第1章 策定の趣旨	1
第2章 計画期間	2
第3章 第4次行政改革大綱の取組み	3
第4章 第5次行政改革の基本方針と推進目標	4
基本方針	4
推進目標	5
第5章 第5次行政改革大綱の具体的な取組み	6
1 効率的な行政運営	6
2 協働のまちづくり	7
3 健全な財政運営	8
第6章 推進体制	10
付属資料	11

第1章 策定の趣旨

現在、我が国は、少子高齢化の本格的な進展やそれを要因としての人口減少、経済構造の激変、さらにICTの高度化による情報化社会等の変革の時代を迎えています。

また、長引いた景気の低迷は回復基調にあるものの、消費税の増税や社会保障費関係などの急激な増大、国・地方を通じた債務の増大など財政状況は益々厳しさを増しており、本町においても厳しい財政運営を余儀なくされています。

このような状況の中、地方自治体を取り巻く社会経済情勢についても大きく変容しており、平成25年6月に公布された地方分権一括法による義務付け・枠付けの見直しや権限委譲の進展、また、住民ニーズの複雑・多様化、高度化など、これら社会の変化や住民ニーズを的確にとらえ、限られた行財政資源を最大限有効に活用し、より質の高いサービスを提供していくことが求められており、こうした新たな行政課題や行政需要に対応していくためには、継続した行政改革に取り組んでいくことが必要不可欠となっています。

本町の行政改革については、昭和61年に「棚倉町行政改革大綱」を策定し、振興計画の目指す住民サービスの向上や財政健全化など政策課題の実現に取り組むとともに、社会経済情勢の変化と地方分権に対応し、住民福祉の向上と個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、継続的に見直しを図り行政改革の推進に努めてきました。

こうした中で、第4次行政改革大綱の計画期間が終了し、平成27年度から町の最上位計画が「第6次棚倉町振興計画」として新たにスタートすることから、簡素で効率的な行政運営はもとより振興計画の着実な推進を図るため、本町の特性を活かした独自の政策展開により「自己決定・自己責任」の原則に基づく自立した行政運営と、自主財源の確保による自立した財政運営を目指し、「第5次棚倉町行政改革大綱」を策定するものです。

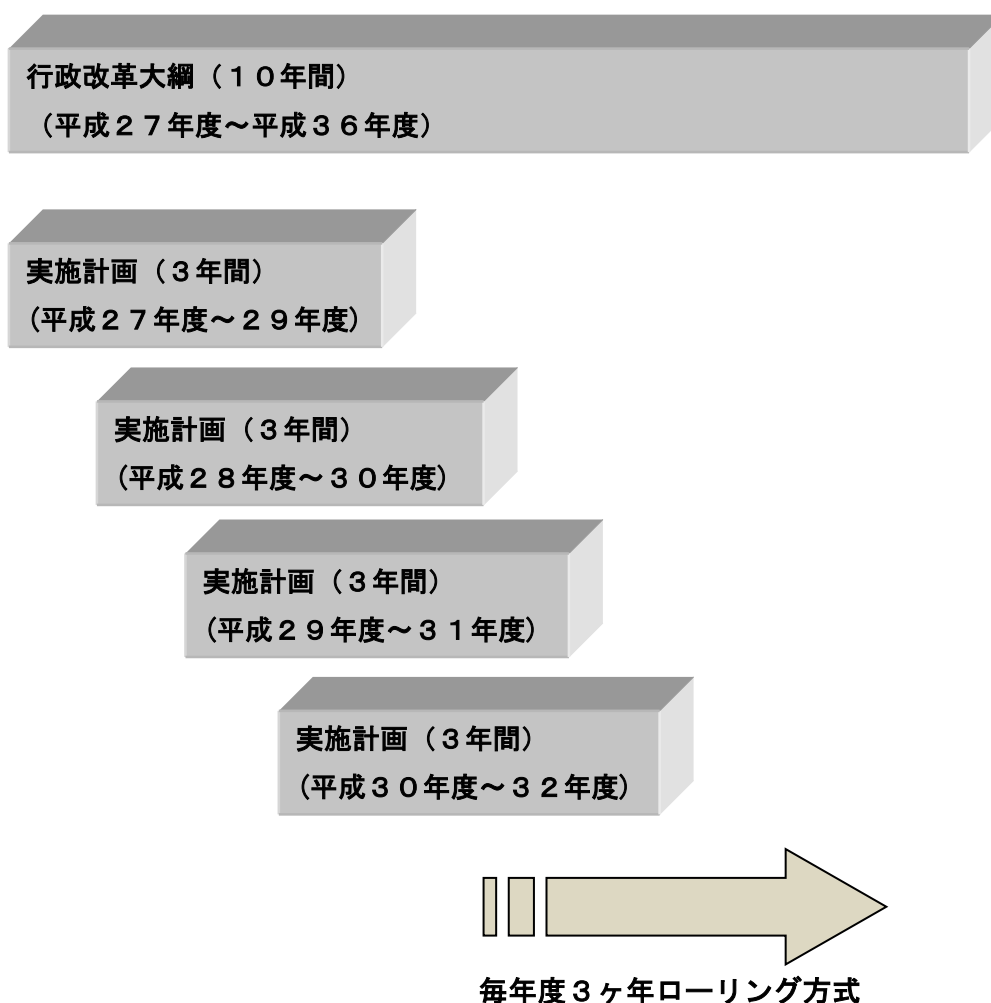
第2章 計画期間

第5次行政改革大綱の計画期間については、第6次振興計画の計画期間に合わせ、平成27年度から平成36年度までの10年間としますが、住民ニーズの多様化や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

また、行政改革の取組みにあたっては、第5次行政改革大綱に掲げる推進目標を実効性のある形で実現していくために、実施計画を策定し着実な推進を図ります。

実施計画の計画期間は、3年間とし第5次行政改革大綱計画期間の10年間において毎年度ローリングを行います。

実施計画に掲げる具体的な取組事項のうち、定量的な目標の数値化等の設定が可能なものは、極力数値目標等を設定することとし、その達成に向けて取組みます。



第3章 第4次行政改革大綱の取組み

第5次棚倉町振興計画については、平成17年度から平成26年度を目標年次とし、人づくりをもとにした「参画と協働」「交流と連携」「共生と承継」の3つを基本理念として、町の将来像「北緯37度 自然・歴史 人が輝く 棚倉町ー笑顔(^_^)のわがまちづくりー」の実現に向けて施策を推進してまいりました。

第4次行政改革大綱においては、厳しい財政運営の中で第5次棚倉町振興計画の目指す政策課題の実現に取り組むとともに、社会経済情勢の変化と地方分権に対応し、更なる住民生活の維持向上や地域の活力の増進を図るため、住民サービスの向上、財政の健全化、行政運営のスリム化・効率化を目指し、平成18年2月に行政改革大綱及び実行性のあるものとするため実施計画を定め、平成18年度から平成23年度の6年間において毎年度ローリングを行い、その達成に向けて積極的に取り組んできました。

この間、特別職報酬の削減、管理職手当の削減、超過勤務手当の縮減、職員数の削減などによる人件費の削減や、事務事業の改善や予算編成等に反映させるための「事務事業評価制度」の実施をはじめとして、財政状況をわかりやすい形で説明するための財務諸表の公表、使用料・手数料等の見直し、民間委託の推進、ホームページの内容・更新の充実、申請書等への押印や添付資料の簡略、休日納税相談の実施など、財政構造の健全化や効率的・効果的な行政運営、行政と住民の参画と協働のまちづくりを目指した行政改革の取組みを着実に進めてきました。

しかし、一方では平成23年3月に発生した福島第1原子力発電所事故に伴う放射能汚染事故関係業務や地方分権の進展に伴う業務量の増大、住民ニーズの複雑化・多様化、さらに町有施設の老朽化に伴う修繕費の増大など新たな問題も発生しています。

第4章 第5次行政改革の基本方針と推進目標

■ 基本方針

「住民福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治運営の基本原則に基づき、より効率的かつ効果的に町政を推進していくことが地方自治体の責務です。本町では、平成27年度から「住民が主役のまち」「安心で優しいまち」「誇りと愛着のもてるまち」を基本理念とした「第6次棚倉町振興計画」の実現に向け、鋭意取り組んでいきますが、行政改革大綱が振興計画の着実な推進を支え、より効率的な行政運営を実現するためには、行財政全般にわたり継続的に見直しを図り、行政自らが変革していくことが必要です。また、行財政資源に限りがある中でそれぞれの課題に対応していくためには、住民と行政が適切な役割分担のもと、協働して対応していくことが必要不可欠となっています。

これらを踏まえ、第5次棚倉町行政改革大綱に基づく行政改革の取組みについては、

- 効率的な行政運営
- 協働のまちづくり
- 健全な財政運営

の3つを基本方針として、着実な改革を目指します。

第6次振興計画の基本理念

人を・心を・時をつなぐ たなぐらまち ～ほっとするわたしのふるさと～
「住民が主役のまち」 「安心で優しいまち」 「誇りと愛着のもてるまち」

第5次行政改革の3つの基本方針

効率的な行政運営

- ・ 効率的な執行体制の実現
- ・ 職員の意識改革と人材育成
- ・ 人材確保の環境整備
- ・ 事務・事業の見直し

協働のまちづくり

- ・ 行政参加の促進と連携・協力の実践
- ・ 広報・広聴機能の充実

健全な財政運営

- ・ 計画的で効率的な財政運営
- ・ 自主財源の確保
- ・ 適正な受益者負担
- ・ 町有財産の有効活用、売却の促進

■ 推進目標

1 効率的な行政運営

地方分権が進展する中で自己決定・自己責任が求められているとともに、新たな行政課題や複雑・多様化する住民ニーズへの対応が求められていることから、時代に即応した組織、機構の見直しや職員研修等による人事管理を徹底し、創意工夫しながら積極的に課題に挑戦する職員の育成を図ります。

また、限られた財源の中で、真に必要な事業に取り組むため、効率的な行政運営に努めるとともに事務・事業の見直しを行います。

2 協働のまちづくり

多様化する地域の課題に対応するため、住民と行政が相互の信頼関係のもと、それぞれの役割を理解し合い、役割分担による行政と住民などが一体となった協働のまちづくりを目指します。

また、積極的な行政情報の公開と発信や、住民の意見を施策に反映させる仕組みづくりなど、住民参画の推進に向け、広報・広聴機能を充実します。

3 健全な財政運営

厳しい財政状況下にある中で、将来を見据えた長期的で計画的な財政運営を行うため、これまで実施してきた事務事業コストの抑制を継続するとともに、町有財産の有効活用や徴収体制の強化など、自主財源の確保や受益者負担の適正化を図ります。

また、老朽化した町有施設や設備は、計画的な改修や更新を図るとともに維持が困難なものや活用の見込みのないものは売却、廃止等を進めます。

第5章 第5次行政改革大綱の具体的な取組み

1 効率的な行政運営

(1) 効率的な執行体制の実現

新たな行政課題や複雑・多様化する住民ニーズに対応していくためには、常に組織・機構の見直しを行い、時代に即応した事業実施ができる体制を構築することが求められています。そのためには、現行の各課の事務分担を実態に合わせ見直すとともに、組織の改編や簡素化を図り、事務の多寡に応じて機動的に対応するなど、柔軟で効率的かつ住民にわかりやすい組織・機構づくりを推進します。

また、限られた人員の中で住民ニーズに的確かつ迅速に対応していくため、職員的能力や専門性及び業務量に応じた適正な人員配置を推進します。

さらに、施設の管理運営等について見直しを行い、指定管理者制度の導入や業務の委託等を進めます。

(2) 職員の意識改革と人材育成

ますます複雑・多様化する住民ニーズや様々な課題に的確に対応していくためには、職員一人ひとりが幅広い見識と柔軟な姿勢のもとに、日常業務の中で常に問題意識を持ち、事務の改善や合理化等に積極的に取組み、住民の期待に的確に答えていくことが求められています。

そのためには、職員の意欲や向上心を高めるための職員研修を充実させるとともに、人事評価制度については、評価の方法等について検討委員会で協議し、能力評価と業績評価の両面から評価して人事管理の基礎とする人事評価制度の構築を推進します。

さらに、「棚倉町職員人材育成基本方針」に基づき、長期的かつ総合的な視点のもとに、問題発見能力、政策形成能力、コミュニケーション能力等さらなる開発を目指し、行政運営を担う職員としての人材育成を推進します。

また、公私を問わず住民の信頼を損なうことのないよう、常に職員の意識改革に取り組むとともに事務執行体制や手順の見直しの改善を進めます。

(3) 人材確保の環境整備

公務員制度改革が議論される中、公務員に対する魅力が薄れることは、多様で質の高い人材を確保する上でマイナスとなり、質の高い行政を目指す上でも影響を及ぼすこととなります。

そこで、公務に対して意欲と情熱を持った人材を確保するため、ホームページやSNS等を活用した採用試験の周知や応募年齢の緩和等により、募集の範囲・応募の機会を拡大し人材の確保に努めます。

また、高度な知識や専門的な経験が必要とされる行政需要が増えているため、その分野に精通した民間経験者の活用などを検討します。

(4) 事務・事業の見直し

既存の事務・事業について、過去の経緯や現在の既得権益にとらわれることなく、必要性や事業内容等を総合的に精査します。その上で、国、県、関係機関、住民などの役割分担と相互連携のもとに、当初の目的に照らし効果が薄れてきた事業や将来にわたり今の水準を維持することが困難な事業などは廃止、縮小の方向で見直すとともに、事業の目的や対象が類似しているものや、各課で似たような事業を実施しているものは再編、統合の方向で見直しを行います。

また、住民ニーズに合致した真に必要な事業に積極的に取組むため、効果的な事業、必要とされている事業を厳選し、資源を集中的に投じる「選択と集中」による事務・事業の実施を進め、PDCAマネジメントサイクルの構築を図ります。

2 協働のまちづくり

(1) 行政参加の促進と連携・協力の実践

これまで、公共サービスは行政が中心的に担ってきましたが、地方分権に伴う業務量の増大や厳しい財政状況のもと、複雑化・多様化する地域の課題や住民ニーズに対し、行政主導だけではまちづくりを進めることが困難となっており、これからのまちづくりについては、住民がまちづくりの主体であるという原点に戻り、住民と行政が知恵を出し合いながら、さらには住民同士がつながりの中で、新たな公共サービスを提供するための仕組みづくりが必要となっています。

このため、地域の特性やまちづくりの方向性を踏まえ、住民と行政がそれぞれの役割を理解し合い、役割分担による協働のまちづくりを目指します。

また、地域における公共的な活動のレベルを引き上げるため、住民団体や企業、民間非営利組織（NPO）、ボランティアなど自主性と創造性を原動力とする団体やリーダーとなる人材の育成の支援体制を推進します。

さらに、重要な政策形成に当たっては、パブリックコメントを実施し、住民意向の把握に努めます。

（２）広報・広聴機能の充実

住民の町政に対する関心や参画意識を高め、住民と行政が一体となってまちづくりを推進するため、広報誌やホームページ、SNS等を活用した行政情報の公開と発信や住民が行政に対して意見が提案しやすい環境づくりに努めるなど、広報・広聴機能を充実します。

3 健全な財政運営

（１）計画的で効率的な財政運営

楽観することのできない財政状況の中、中長期的な財政の見通しのもと、まちづくりを着実に推進していくには、限られた財源を有効かつ効果的に活用する必要があります。

そのため、緊急性や必要性などの視点から施策の優先順位による事務・事業の選択を行い、計画的で効率的な財政運営を推進します。

（２）自主財源の確保

自主財源の確保及び税負担の公平性を確保するために、課税客体の的確な把握を行うとともに、税金の必要性、重要性など納税に対する意識の高揚推進や計画的な滞納整理等を実施します。

さらに、白河地方広域市町村圏整備組合の滞納整理課を活用し、税の滞納額の縮減を図るとともに、休日の納税相談や納付窓口を積極的に実施し、滞納者との接触機会を増やすことで、納付活動の充実と収納率の向上に努めます。

また、企業誘致や観光資源の活用など産業の振興等に向けた各種施策の展開などにより、地域経済の活性化を図るとともに、雇用の場の確保や定住の促進に努め、自主財源の確保による自立した財政運営の実現を目指します。

(3) 適正な受益者負担

各種の公共サービスに関して、住民負担の公平性を確保するために、受益者負担の原則に基づき、近隣・同規模町村との現状比較や、公共サービスの提供に要する経費などを検討材料に適正な水準の使用料や手数料等について、継続的に見直しを行います。

(4) 町有財産の有効活用、売却の促進

住民全体の財産である町が所有する土地や建物等を有効に活用するため、適切な維持管理に努め、老朽化した町有施設についても計画的な修繕、改修等を行い、長寿命化を図ります。

また、維持が困難なものや活用の見込みのないものについては、売却、廃止等を進め、町の収入向上に有効な手段として利活用を推進します。

第6章 推進体制

1 推進体制

今後の棚倉町にふさわしい行財政システムを構築するための改革の全体像に係る「第5次行政改革大綱」及び「行政改革実施計画」を踏まえ、改革を確実に実現するため、庁内組織である「まちづくり計画策定会議」及び「棚倉町行政改革推進本部」において進捗状況をフォローアップします。

さらに、組織一丸となって改革に取り組むため、庁内の意識改革を進め、各課室局、職員の主体的な取組みを促すとともに、意見を聞きつつ取組を進めます。

また、行政改革の取組みに当たっては、住民の理解と協力を得ながら推進していくとともに、進捗状況を公表し住民からの意見、提言等を頂きながら改革の実現を目指します。

2 進行管理と進捗状況の公表

第5次行政改革大綱は、大綱に基づく「行政改革実施計画」に沿って取組を進め、その実施状況を前述の推進体制における各組織に報告することにより進行管理を行い、その進捗状況を毎年度公表します。

また、「行政改革実施計画」については、毎年度の進捗状況や環境変化に応じた取組内容の修正を適宜行います。

第5次行政改革大綱・実施計画策定の経過

年 月 日	経 過 等
平成26年7月31日	棚倉町行政改革推進委員会【第1回】 第5次棚倉町行政改革大綱について諮問
平成26年8月18日～20日	第5次行政改革大綱・実施計画に係る各課ヒアリング
平成26年9月22日	まちづくり計画策定会議【第1回】
平成26年9月24日	棚倉町行政改革推進本部【第1回】
平成26年10月3日	棚倉町行政改革推進委員会【第2回】
平成26年11月25日	まちづくり計画策定会議【第2回】
平成26年11月25日	棚倉町行政改革推進本部【第2回】
平成26年12月1日	棚倉町行政改革推進委員会【第3回】
平成27年1月22日	まちづくり計画策定会議【第3回】
平成27年1月23日	棚倉町行政改革推進本部【第3回】
平成27年1月28日	棚倉町行政改革推進委員会【第4回】
平成27年2月23日	棚倉町行政改革推進本部【第4回】
平成27年2月26日	棚倉町行政改革推進委員会【第5回】 第5次棚倉町行政改革大綱について答申
平成27年3月6日	議会全員協議会において説明
平成27年3月24日	庁議において第5次行政改革大綱・実施計画を決定

棚倉町行政改革推進委員会委員名簿

役 職	氏 名	構 成 区 分
会 長	須 藤 保 男	一 般 住 民
職 務 代 理	田 村 三 男	〃
委 員	井 上 雅 夫	〃
〃	鈴 木 幹 久	〃
〃	和 田 圭 太	〃
〃	緑 川 裕美子	〃
〃	鈴 木 典 子	〃
〃	松 本 庄 司	〃
〃	戸井田 明 子	〃
〃	金 澤 泉	〃

【諮 問】

26 総 第 162 号

平成26年7月31日

棚倉町行政改革推進委員会長 様

棚倉町長 湯座 一平

第5次棚倉町行政改革大綱について（諮問）

棚倉町行政改革推進委員会設置条例（昭和60年棚倉町条例第16号）第2条の規定に基づき、下記の大綱について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第5次棚倉町行政改革大綱について
 - (1) 基本方針及び推進目標等について
 - (2) 実施計画について

【答 申】

平成27年2月26日

棚倉町長 湯座 一平 様

棚倉町行政改革推進委員会
会 長 須 藤 保 男

第5次棚倉町行政改革大綱について（答申）

平成26年7月31日に棚倉町長から「第5次棚倉町行政改革大綱（案）」に関して諮問を受け、今後の棚倉町に必要な行政改革について協議を行ってまいりました。

諮問された「第5次棚倉町行政改革大綱（案）」については、本委員会で慎重に審議し検討を重ねた結果、基本的に了承し原案どおり答申しますが、今後当局において十分検討されることを要望します。

また、大綱に基づく「実施計画（案）」については、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変容しており、新たな行政課題や行政需要に対応していく必要があることから、その取組内容や目標、新しい課題の対応を含めて、今後も引き続き当局において十分検討されることを要望します。